

# 日本語に通じない児童生徒が 音声教材を使用して 学習できるようになりました！



文部科学省

## 教科書バリアフリー法改正のポイント

近年、外国人児童生徒等（日本語指導が必要な外国籍・日本国籍の児童生徒）は増加しており、

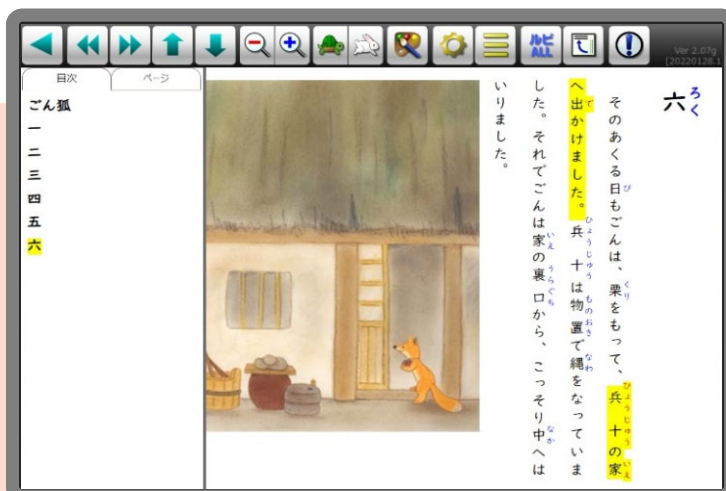
障害のある児童及び生徒のために作成されている音声教材が、教科用図書の使用に困難を有する日本語に通じない児童及び生徒にとっても有用であること等に鑑み、

これらの者が音声教材を使用して学習することができることとなるよう、必要な改正を行うものです。

【令和6年6月19日公布・令和6年7月19日施行】

## 音声教材とは

音声教材の機能を活用すると、  
「教科書を読む」ことの困難さを軽減  
することができます。



▲マルチメディアデジ教科書（公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会）の画面イメージ「ごんぎつね」

### 音声教材の主な特徴・機能

パソコンや  
タブレット端末  
を使用する

教科書の  
内容を音声で  
読み上げる

読んでいる  
箇所を  
ハイライト表示

漢字に  
ルビを表示

文字の  
拡大・縮小

文字色・  
背景色の変  
更

等

ほかにも、紙冊子を音声ペンでタッチして使用する教材、音声のみの教材など、様々な形式の教材があります。

## 音声教材は各製作団体にて申請を受け付けますので、 詳細は下記ウェブサイトでご確認ください。

文部科学省「音声教材」に関するページ

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoukasho/1374019.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/1374019.htm)

「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」の趣旨にのっとり、文部科学省の委託事業により製作・提供しています。



【お問い合わせ先】 文部科学省 初等中等教育局 教科書課 教科用特定図書普及促進係  
TEL：03-5253-4111（内線4743）